

学級担任の先生・社会科の先生に『税』の話題を提供！

～北見版～

くらしを支える税

第 14 号
平成 23 年 4 月
北見市租税教育推進懇話会

季節は春、子供たちは新しい学年になりワクワク・ドキドキの気持ちで学校に通っているのではないのでしょうか？また、雪解けも進み外での活動が活発になり、自転車の大活躍により子供の活動範囲が広がる季節です。各学校の先生は、交通ルールと安全な自転車運転の指導にご苦労されていることと思います。

今では小中学生の児童・生徒のほとんどが my チャリを持っていますが、明治時代の自転車は高級車であり、自転車を持っていることで税金が課されていました。ということで今回は**自転車税**についてです。

税のネタ帳 ～ 自転車にまで税金が … 自転車所有は上流社会のステータス？～

明治 4 年太政官布告第 265 号によって、東京都（当時は東京府）下において車税を徴収し、道路の修繕費に当てることが定められました。当初は人力車や馬車・牛車・荷車などが対象でしたが、翌明治 5 年に東京府が課税していた「**諸車税**」に自転車が追加されるとともに、翌年（明治 6 年）には国税としての**車税**にも自転車が追加されたそうです。当時の自転車に対する国税は年 1 円、東京府税も 1 円が課税されていたそうです。

また、明治 13 年以降は東京府以外の道府県においても自転車税（地方税）が全面的に課税されるようになったそうです。



明治時代中期 1 台 100 万円以上的高级自転車…自転車税も負担感なし？

明治 22 年頃の自転車の価格は 200 円前後であり、白米 10 kg の価格が 50～60 銭であったことを基準に考えると、当時の自転車の価格は現在の 100 万円以上の金額に相当する高価なものであったようです。

1 台あたりの税負担は国税 3 円、地方税も（府県によって多少の差はあったものの）ほぼ同額であったようですが、課税対象となっていた自転車は約 1 万台、ほんの一部の裕福な人しか自転車は持てなかったようです。

明治時代は、自転車を持つことが上流社会の一員になるステップのようにも考えられていたようで、納税に対する負担感はなかったようです。

なお、明治 29 年には自転車に対する**国税は廃止されたものの、地方税として道府県で雑種税、市町村で付加税を課すことができるようになりました。**



これって税源移譲なのでしょうか？

自転車が大衆化してきた大正時代…「自転車税廃止運動」が起こるも代替財源なく自転車税継続

しかし、大正時代に入り、価格の低下とともに普及が進む（全国の自転車台数：大正 9 年 205 万台・昭和 2 年 475 万台）と、納税に対する負担感が大きくなり、「自転車税撤廃運動」が起こりました。しかし、昭和初期の**自転車税**（道府県の雑種税と市町村の付加税を合せて平均 1 台 7～8 円）による地方自治体の収入は 4,000 万円に達しており、これに代わる財源が見つからなかったことから自転車税は廃止されませんでした。

なお、昭和 15 年に道府県の雑種税は廃止されたものの市町村が課税する自転車税は残りました。

徴税コストの増加で自転車税廃止

戦後、さらなる自転車の普及と、物価の上昇に伴う自転車税の軽微化、事務手続き費用の増加により、本来の目的であった道路破損負担金としての性格がなくなったことから、昭和 33 年自転車税は廃止されました。

なお、廃止直前の自転車税は 1 台 200 円が課税されていたそうです。

【参考】明治・大正・昭和の物価調べ（単位：円）

	自転車(1 台)	白米(10kg)	小学校の 教員初任給	東京大学 授業料
明治 22 年	200 米国製	50～60 銭		25
32 年	200～250 米国製	1 円 15 銭	10～13	25
42 年	120～200 英国製	1 円 60 銭		50
	50～150 国産			
大正 8 年	45～60 国産	3 円 86 銭	40～55	50
昭和 4 年	45～70 国産	2 円 30 銭	45～55	
14 年	80～100 国産	3 円 25 銭	50～60	120
20 年	200 国産	6 円		150
25 年	11,000～19,000 国産	445 円	4,000	
33 年	16,000 国産	850 円	8,000	9,000
45 年	28,000 国産	1,600 円	31,900	22,000
55 年	35,000 国産	3,235 円	102,336	180,000

※朝日新聞社刊 値段史年表 ほかより

学級担任の先生・社会科の先生に『税』の話題を提供！

北海道オホーツク総合振興局 北見道税事務所からのお知らせ

「第25回(平成22年度)

全道中学生の税をテーマとしたポスター募集」の入賞者を紹介します

北海道知事賞入選



北見市立光西中学校 仲野 有香 さん

【北海道教育委員会教育長賞入選】

北見市立東陵中学校 綿貫 幸絵 さん

【北海道オホーツク総合振興局長賞】

北見市立南中学校 佐藤 俊 さん

北見市立光西中学校 丹 玖未佳 さん

北見市立光西中学校 細川 竜聡 さん

北見市立東相内中学校 新井 和人 さん

置戸町立置戸中学校 佐久間 舞 さん

置戸町立置戸中学校 佐藤 宏賢 さん

その他の受賞者につきましては、北海道ホームページをご覧ください。
(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/>)

税のネタ帳(歴史編) ～安土・桃山時代2:「太閤検地」をちょっと詳しく…～

●秀吉が行った「検地」の方法

- ① 検地奉行が任命され、奉行の下で帳付(ちょうつけ)・竿取(さおとり)・見付役(みつけやく)などの下役が実際の検地業務を行いました。また、秀吉の命により諸大名が実施する場合もあり、その場合も奉行以下検地役人が組織されました。
- ② 田畑や屋敷を一筆ごとに測量し、それぞれに等級や面積・分米(ぶんまい:米の生産高)・名請人(なうけにん:年貢を納める農民)を決定しました。等級は上・中・下・下々などに各付けされました。
- ③ 村ごとに土地調査をして「検地帳」が作成され、村の石高が決定されました。

●秀吉はどうやって面積を測ったの？

「検地尺」というものさしを使っていたそうです。「検地尺」には曲尺(かねじゃく)が使われており、1間が6尺3寸(約1.9m)と決められ、それで「検地」を行ったわけです。

現存する「検地尺」には、「石田三成」の署名と花押があるものがあり、それは現代の曲尺と比較しても、ほとんど誤差のない正確なものだそうです。

●「太閤検地」の「太閤」とは…？

「太閤」とは関白を辞めた人の総称で、秀吉は1591年関白を養子秀次(ひでつぐ)に譲ったのち、好んで太閤と称したそうで、それが秀吉の別称となり、秀吉が実施した検地も「太閤検地」とよばれるようになりました。

「租税教育に関するアンケート」にご協力ください！

税務署では、2月8日に北見税務署管内の小・中学校に「租税教育に関するアンケート」を送りました。

このアンケート中で、社会科学習資料「暮らしを支える税(小学生用)」や「わたしたちの生活と税(中学生用)」についての先生方のご意見と「租税教室」の講師派遣希望を伺っております。

ご協力をお願いします！

『税に関する資料がほしい』

『「北見版 暮らしを支える税」でこんな話題を取り上げてほしい』など、皆様のご意見・ご要望をお待ちしています。

【お問い合わせ先】

北見市租税教育推進懇話会又は
北見税務署 税務広報広聴官 栗田 浩
北見市青葉町3番1号 Tel 0157-23-9160【直通】